



JAで「年金受給をご予約された方」におすすめします!

年金予約定期貯金

**ご契約
いただける方** JAで年金受給をご予約された方で、
ご契約時55～64歳の方

ご契約期間 1年（単利型・自動継続・
元金継続利息口座振込）

お預入金額 20万円以上500万円以内、1円単位
※限度額はお一人様500万円まで

その他 総合口座（年金振込予定口座）

今なら店頭金利 **+0.1%**

既存の定期貯金の満期や中途解約した資金でのご作成は対象外となります。

年金予約定期積金

**ご契約
いただける方** JAで年金受給をご予約された方で、
ご契約時55～64歳の方

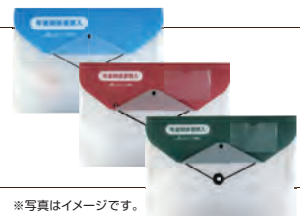
ご契約期間 1年以上5年以内

お預入金額 1万円以上、1円単位
（払込周期は1か月のみ）

今なら店頭金利 **+0.1%**

特典

JAで「年金受給をご予約された方」にもれなく
「オリジナル年金書類ケース」をプレゼント!



※写真はイメージです。

1.商品名(愛称)	○スーパー定期貯金(プレシヤス定期貯金)
2.販売対象	○当JA口座に年金振込予約をいただいている個人の方。
3.期間	○定型方式…12ヶ月(単利型)
4.預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入条件	○一括預入 ○20万円以上500万円以内 ○預入限度額は、年金受取専用定期貯金「年金いきいき」との合計となります。 ○継続方法：元金継続(利息口座振込) ※年金受取開始後に最初に到来する満期日までとなります。 ○年金裁定請求書をJAにご提出いただくまで自動継続可能とし、ご提出後の満期時にご解約いただきます。 ○預入媒体：総合口座のみ(年金振込予定口座) ○預入単位：1円単位 ○「年金受取ご予約サービス」のお申込みをいただいた55歳～64歳までの方。
5.払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○スーパー定期貯金1年もの、店頭表示金利+0.1%を適用。預入時の約定利率を満期日まで適用します。継続後の金利は継続時におけるこの定期貯金の適用金利となります。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満：解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満：約定利率×50%
10.貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店又は金融部(電話：0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください、静岡県弁護士あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○金融情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

1.商品名(愛称)	○定期積金(プレシヤス定期積金)
2.販売対象	○当JA口座に年金振込予約をいただいている個人の方。
3.期間	○1年以上5年以内(定額式)
4.預入 (1) 預入方法 (2) 預入条件	○契約期間内で掛金を分割して払込いただけます。 ○掛込周期は1ヶ月のみとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○払込金額：1回あたり10,000円以上 ○払込単位：1円単位 ○掛込方法：口座振替のみ(年金振込予定口座) ○「年金受取ご予約サービス」のお申込みをいただいた55歳～64歳までの方。
5.払戻方法	○約定の回数の掛金払込みが完了した場合、満期日以降に一括して給付契約金を払い戻します。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○店頭表示金利+0.1%(契約時の約定利回りを満期日まで適用します。) ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○給付補填金20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利(約定利回り)は店頭に表示しています。
7.手数料	—
8.付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.7%を上乗せした利率)
9.中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10.貯金保険制度(公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店又は金融部(電話：0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください、静岡県弁護士あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考となる事項	○払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ○掛金が払込日前に払込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○自動振替による払込み時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込みを行いません。(なお、別途「依頼書」の提示により払込みを可能とします。) ○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。 ○金融情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくはJA窓口までお問い合わせください。